

令和3年12月釜石市議会定例会
議案等説明資料

釜 石 市

目 次

議案第78号	釜石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	1
議案第79号	釜石市国民健康保険条例の一部を改正する条例	2
議案第80号	釜石市立集会所条例の一部を改正する条例	3
議案第81号	釜石市医療・福祉等従事者奨学資金貸付条例の一部を改正する 条例	4
議案第82号	釜石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定 子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例	5
議案第88号	箱崎半島線道路災害復旧(1災538号鶴住居)工事の変更請負契約 の締結に関し議決を求めることについて	6
議案第89号	いのちをつなぐ未来館の指定管理者の指定に関し議決を求める ことについて	9
議案第90号	鶴の郷交流館の指定管理者の指定に関し議決を求めることにつ いて	10
議案第91号	釜石魚河岸にぎわい館の指定管理者の指定に関し議決を求める ことについて	11
議案第92号	根浜海岸観光施設の指定管理者の指定に関し議決を求めること について	12
議案第93号	釜石市民泊施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることに ついて	13
議案第94号	釜石祈りのパークの指定管理者の指定に関し議決を求めること について	14
議案第95号	釜石市球技場、釜石市民弓道場、多目的広場、釜石市民交流セ ンター、釜石市営プール及び釜石市民体育館の指定管理者の指 定に関し議決を求めることについて	15
議案第96号	昭和園クラブハウス、釜石市中妻体育館、平田公園野球場及び 平田公園クラブハウスの指定管理者の指定に関し議決を求める ことについて	16

議案第97号	岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更に関し議決を求めることについて	17
議案第98号	岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に関し議決を求めることについて	18
議案第99号	岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に伴う財産処分に関し議決を求めることについて	19
議案第100号	岩手県沿岸知的障害児施設組合同規約の一部変更に関し議決を求めることについて	20

議案第78号

釜石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県内統一税率の導入に向けて歳入不足を補うため税率を見直すこと及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和3年政令第253号)が令和3年9月10日に公布され、その一部規定が令和4年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

(1) 税率

	所得割		均等割額 (被保険者1人あたり)		平等割額 (1世帯あたり)	
	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
医療給付費分	7.0%	8.2%	19,400円	21,200円	21,100円	21,500円
後期高齢者支援金分	2.5%	2.9%	5,800円	7,400円	6,400円	7,500円
介護納付金分	2.8%	2.9%	6,900円	8,600円	6,500円	6,500円

(2) 未就学児に係る均等割額について軽減措置が講じられたことに伴う改正減額後の均等割額

	均等割額 (未就学児1人あたり)
医療給付費分	10,600円
後期高齢者支援金分	3,700円

(3) その他所要の改正

3 施行期日

2(3) 公布の日

2(1)・(2) 令和4年4月1日

(担当課：税務課)

議案第79号

釜石市国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 提案理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和3年政令第222号)が令和3年8月4日に公布され、令和4年1月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

産科医療保障制度の掛金の見直しを踏まえつつ出産育児一時金支給総額420,000円を維持するため、支給額及び加算額を改めるもの

- (1) 支給額「404,000円」を「408,000円」に改める。
- (2) 加算額「16,000円」を「12,000円」に改める。

3 施行期日

令和4年1月1日

(担当課：市民課)

議案第80号

釜石市立集会所条例の一部を改正する条例

1 提案理由

向定内集会所を新たに設置することに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

新たに設置する集会所の名称及び位置を第2条の表に加える。

3 施行期日

令和4年2月1日

(担当課：生活環境課)

議案第81号

釜石市医療・福祉等従事者奨学資金貸付条例の一部を改正する条例

1 提案理由

市内で不足している医療従事者及び福祉等従事者の確保を図るため、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

申請受理期限を3年間延長し、令和7年3月31日とする。

3 施行期日

公布の日

(担当課：地域福祉課)

議案第82号

釜石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和3年内閣府令第53号)が令和3年8月2日に公布され、同日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

デジタル化の推進に伴い、子ども・子育て支援新制度における文書のうち、書面等によることが規定又は想定されているものの一部について、電磁的方法による対応も可能とする。

3 施行期日

公布の日

(担当課：子ども課)

議案第88号

箱崎半島線道路災害復旧(1災538号鶴住居)工事の変更請負契約の締結に関し
議決を求めることについて

1 提案理由

令和3年3月1日に締結した箱崎半島線道路災害復旧(1災538号鶴住居)工事の請負契約について、市道箱崎半島線盛土崩壊事故に係る原因の検証結果に基づく追加対策工法として排水構造物工、盛土補強工及びアスファルト舗装工を増工することに伴い、契約額を増額する変更請負契約を締結しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年釜石市条例第15号)第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

なお、工期は、令和3年3月1日から令和4年3月30日までである。

2 契約内容

(1) 工事名

箱崎半島線道路災害復旧(1災538号鶴住居)工事

(2) 契約金額

変更前	166,244,100円(うち消費税額及び地方消費税額	15,113,100円)
変更後	280,204,100円(うち消費税額及び地方消費税額	25,473,100円)
増額分	113,960,000円(うち消費税額及び地方消費税額	10,360,000円)

(3) 契約の相手方

釜石市鶴住居町第6地割20番地1
株式会社 青紀土木
代表取締役 青木 健一

3 仮契約締結日

令和3年10月27日

4 備考

変更契約金額増額分の内訳

工事費 増	113,960千円
排水構造物(浸透水)工	増 86,960千円
盛土補強工	増 22,000千円
アスファルト舗装工	増 5,000千円

(担当課：建設課)

箱崎半島線道路災害復旧(1災538号鶉住居)工事

変更概要

【変更理由】

市道箱崎半島線盛土崩壊事故に係る原因の検証結果に基づく追加対策工法として、山側からの浸透水を処理するための排水構造物工、盛土補強工及びアスファルト舗装工を増工するもの

【変更数量】

- 排水構造物(浸透水)工
N=0式 → N=1式
- 盛土補強工
N=0式 → N=1式
- アスファルト舗装工
A=0m² → A=558m²増

平面図



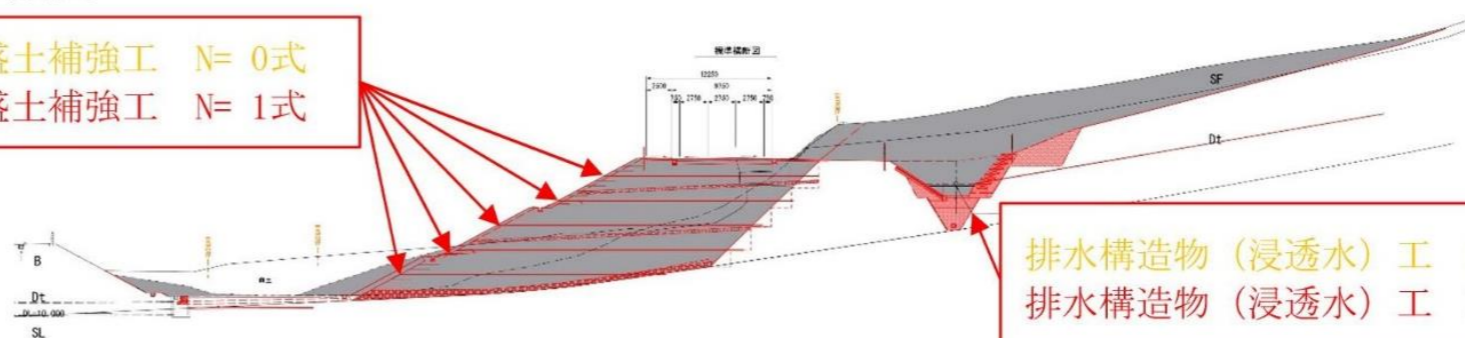
排水構造物 (浸透水) 工 N= 0式
排水構造物 (浸透水) 工 N= 1式

盛土補強工 N= 0式
盛土補強工 N= 1式

アスファルト舗装工 A= 0m²
アスファルト舗装工 A=558m²

横断面図

盛土補強工 N= 0式
盛土補強工 N= 1式



排水構造物 (浸透水) 工 N= 0式
排水構造物 (浸透水) 工 N= 1式

議案第89号

いのちをつなぐ未来館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

1 提案理由

いのちをつなぐ未来館の指定管理者の指定に関し議決を求めようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 内 容

- (1) 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
いのちをつなぐ未来館
- (2) 指定管理者に指定しようとする団体の名称
株式会社 かまいしDMC
- (3) 指定の期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

3 指定の理由

鵜住居駅前地区公共施設指定管理候補者選定委員会を開催し審査した結果、上記団体が指定管理候補者に選定されたことから指定管理者として指定するもの

(担当課：総合政策課)

議案第90号

鵜の郷交流館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

1 提案理由

鵜の郷交流館の指定管理者の指定に関し議決を求めようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 内 容

- (1) 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
鵜の郷交流館
- (2) 指定管理者に指定しようとする団体の名称
株式会社 かまいしDMC
- (3) 指定の期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

3 指定の理由

鵜住居駅前地区公共施設指定管理候補者選定委員会を開催し審査した結果、上記団体が指定管理候補者に選定されたことから指定管理者として指定するもの

(担当課：商工観光課)

議案第91号

釜石魚河岸にぎわい館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

1 提案理由

釜石魚河岸にぎわい館の指定管理者の指定に関し議決を求めようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 内 容

- (1) 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
釜石魚河岸にぎわい館
- (2) 指定管理者に指定しようとする団体の名称
株式会社 かまいしDMC
- (3) 指定の期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

3 指定の理由

釜石魚河岸にぎわい館・根浜海岸観光施設・釜石市民泊施設指定管理候補者選定委員会を開催し審査した結果、上記団体が指定管理候補者に選定されたことから指定管理者として指定するもの

(担当課：商工観光課)

議案第92号

根浜海岸観光施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

1 提案理由

根浜海岸観光施設の指定管理者の指定に関し議決を求めようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 内 容

- (1) 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
根浜海岸観光施設
- (2) 指定管理者に指定しようとする団体の名称
株式会社 かまいしDMC
- (3) 指定の期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

3 指定の理由

釜石魚河岸にぎわい館・根浜海岸観光施設・釜石市民泊施設指定管理候補者選定委員会を開催し審査した結果、上記団体が指定管理候補者に選定されたことから指定管理者として指定するもの

(担当課：商工観光課)

議案第93号

釜石市民泊施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

1 提案理由

釜石市民泊施設の指定管理者の指定に関し議決を求めようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 内 容

- (1) 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
釜石市民泊施設
- (2) 指定管理者に指定しようとする団体の名称
株式会社 かまいしDMC
- (3) 指定の期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

3 指定の理由

釜石魚河岸にぎわい館・根浜海岸観光施設・釜石市民泊施設指定管理候補者選定委員会を開催し審査した結果、上記団体が指定管理候補者に選定されたことから指定管理者として指定するもの

(担当課：商工観光課)

議案第94号

釜石祈りのパークの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

1 提案理由

釜石祈りのパークの指定管理者の指定に関し議決を求めようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 内 容

- (1) 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
釜石祈りのパーク
- (2) 指定管理者に指定しようとする団体の名称
株式会社 かまいしDMC
- (3) 指定の期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

3 指定の理由

鵜住居駅前地区公共施設指定管理候補者選定委員会を開催し審査した結果、上記団体が指定管理候補者に選定されたことから指定管理者として指定するもの

(担当課：都市計画課)

議案第95号

釜石市球技場、釜石市民弓道場、多目的広場、釜石市民交流センター、釜石市営プール及び釜石市民体育館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

1 提案理由

釜石市球技場、釜石市民弓道場、多目的広場、釜石市民交流センター、釜石市営プール及び釜石市民体育館の指定管理者の指定に関し議決を求めようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 内 容

(1) 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

釜石市球技場
釜石市民弓道場
多目的広場
釜石市民交流センター
釜石市営プール
釜石市民体育館

(2) 指定管理者に指定しようとする団体の名称

協立管理工業 株式会社

(3) 指定の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

3 指定の理由

釜石市体育施設指定管理候補者選定委員会を開催し審査した結果、上記団体が指定管理候補者に選定されたことから指定管理者として指定するもの

(担当課：スポーツ推進課)

議案第96号

昭和園クラブハウス、釜石市中妻体育館、平田公園野球場及び平田公園クラブハウスの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

1 提案理由

昭和園クラブハウス、釜石市中妻体育館、平田公園野球場及び平田公園クラブハウスの指定管理者の指定に関し議決を求めようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 内 容

(1) 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

昭和園クラブハウス
釜石市中妻体育館
平田公園野球場
平田公園クラブハウス

(2) 指定管理者に指定しようとする団体の名称

釜石市体育協会

(3) 指定の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

3 指定の理由

釜石市体育施設指定管理候補者選定委員会を開催し審査した結果、上記団体が指定管理候補者に選定されたことから指定管理者として指定するもの

(担当課：スポーツ推進課)

議案第97号

岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更に関し議決を求めることについて

1 提案理由

岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及び岩手県市町村総合事務組合同規約を変更することに関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 内 容

令和4年3月31日をもって陸前高田市及び大船渡市営林組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、岩手県市町村総合事務組合同規約の一部を変更するもの

3 岩手県市町村総合事務組合同規約の施行年月日

令和4年4月1日

(担当課：総務課)

議案第98号

岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に関し議決を求めることについて

1 提案理由

令和5年3月31日をもって岩手県沿岸知的障害児施設組合を解散することに関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第288条及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 解散の日

令和5年3月31日

(担当課：地域福祉課)

議案第99号

岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に伴う財産処分に関し議決を求めることについて

1 提案理由

岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に伴う財産処分に関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第289条及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 内 容

岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に伴い、土地、建物、動産、基金及び組合の清算にかかる剰余金又は不足金等の財産処分を行うもの

(担当課：地域福祉課)

議案第100号

岩手県沿岸知的障害児施設組合格約の一部変更に関し議決を求めることについて

1 提案理由

岩手県沿岸知的障害児施設組合格約を変更することに関し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項及び第290条の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 内 容

分担金の分賦の割合を変更すること及び岩手県沿岸知的障害児施設組合の解散に伴う事務の承継等について明記するため、岩手県沿岸知的障害児施設組合格約の一部を変更するもの

3 岩手県沿岸知的障害児施設組合格約の施行年月日

岩手県知事の許可のあった日

(担当課：地域福祉課)

